

別紙 評価軸と評価の視点（令和7年9月版）

環境サステナブル企業部門は、下記に示す「評価軸と評価の視点」を審査基準として用います。
応募企業に期待される情報開示の内容を補足するため、「評価の視点」の一部について「審査でのポイント」を記載しています。

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
1. リスク・事業機会・戦略				
(1)	重要な環境課題の分析結果とその方法	A	企業が環境課題を重要と認識している（重要な環境課題が特定されている）。	－
		B	特定された重要な環境課題を重要と特定する理由、及び特定に至るプロセスの両方を示している。	－
		C	重要な環境課題の特定にあたり、多様なステークホルダーの見解が収集・反映されている。 その際に、多様なステークホルダーへの働きかけ（ステークホルダー・エンゲージメント）がなされている。経営層がステークホルダー対話に積極的である。	自社にとって重要なステークホルダーを特定した上で、ステークホルダーの見解を具体的に特定・収集していることが望ましい。 加えて、取締役や経営陣もステークホルダーとの対話に参加していることが望ましい。
		D	特定された重要な環境課題が、企業のビジネスモデルに照らして重要であることの説明に説得力がある。	－
(2)	環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握	A	【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が特定されている。	－
		B	【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会は、主要製品や自社設備などだけでなく、企業のビジネスモデル全体を考慮して特定されている。	－
		C	【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が、企業のビジネスモデル上のどこで発生するかが特定されている（サプライチェーンやバリューチェーンの特定箇所や、特定の製品・サービス等）。	－
		D	重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の財務的影響の大きさについての検討がなされている。	企業価値向上に向けたストーリーにもつながるよう、財務的影響の大きさを具体的に説明していることが望ましい。その上では、可能な限り、報告期間における財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与えた影響（現在の財務的影響）や、将来の財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与えると予想される影響（予想される財務的影響）について、定量的に説明していることが望ましい。

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
(3)	重要な環境課題に関する中長期戦略			加えて、重要な環境課題が複数ある場合は、それらに関連する事業リスク・機会の財務的影響を統合的に分析していることが望ましい。
		E	重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の実現の時間軸（時期）についての検討がなされている。	時間軸の定義は、戦略・計画の時間軸及び資本配分計画とつながっていることが望ましい。
		F	重要な環境関連の事業リスク・機会について、現状と実績、今後の課題に関する経営陣の検討と分析が示されている。	－
		G	【令和 7 年度新規追加】複数の環境課題の相互関係や、重要な環境課題に関する事業リスク・機会の間のトレードオフ・トレードオンを考慮している。	－
		H	重要な環境課題に関する事業リスク・機会の特定及び影響や時間軸の分析が、企業のビジネスモデルに照らして説得力がある。	－
		A	重要な環境課題に対応するための中長期戦略がある。	－
		B	中長期戦略が、企業の存続基盤である環境・社会の持続可能性への寄与も意図している。	－
		C	重要な環境課題に関連するリスク・機会への対応が、経営戦略に統合されている。	－
		D	経営資源の割当や組織体制など、戦略の実行を確かなものとする措置がとられている。	戦略の管理体制・実行体制について、体制を構成する委員会や部門等の役割・責任や活動状況（開催頻度等）が説明されていることが望ましい。
		E	重要な環境課題に対応するための戦略が、概論的・抽象的でなく、企業活動の各分野（R&D、設備投資、サプライチェーン管理など）における具体的な取組に具体化されている。	経営資源の割当が示された具体的な取組があることが望ましい。
		F	【令和 7 年度新規追加】重要な環境課題に対応するための戦略及びビジネスモデルにおいて、重要なステークホルダーの利害及び見解を考慮している。	重要なステークホルダーの利害及び見解に加えて、それらを反映するための組織体制やプロセスを説明していることが望ましい。
		G	【令和 7 年度新規追加】重要な環境課題に対応するための戦略に関連して、自社の取組による財務的な成果や社会に与える影響との関係を分析している。	可能な限り、財務的な成果や社会に与える影響を定量的に分析していることが望ましい。 加えて、分析方法を含めて開示していることが望ましい。
		H	中長期戦略が、企業のビジネスモデルの持続可能性を高めている。	－

評価軸		評価の視点		審査でのポイント	
2. KPI（注）「2. KPI」の各環境課題は、事業者が重要課題と特定している課題を評価の対象とする。					
(1)	気候変動	A	企業のビジネスにとって気候変動が重要な環境課題であり、スコープ別 GHG 排出量を含む気候変動に関する KPI が設定、開示されている。	スコープ 1、2 に加え、スコープ 3 GHG 排出量の開示があることが望ましい。 加えて、当該産業を特徴づける KPI を特定して開示していることが望ましい。	
			(KPI 項目例) GHG 排出量 (スコープ 1、スコープ 2) : 総量、原単位、排出源や生産活動別、連結会計グループ及び関連会社等別の内訳など GHG 排出量 (スコープ 3) : 総量、原単位、排出源や生産活動別の内訳など GHG 排出削減貢献量 エネルギー・燃料消費量/生産量 : 総量、原単位、再生可能エネルギー・燃料の割合、自家発電量など エネルギー資源の調達 : 石油・石炭等の生産量、生産能力、推定埋蔵量、資源利用の効率化・削減など 物理的リスク及び/又は移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の金額や割合 低炭素・GHG 排出製品・サービス収益 : クリーン技術、再生可能エネルギー、グリーンビルディングなど当該製品等の売上高割合 低炭素・GHG 排出投資 (研究開発、設備投資、事業投資) : クリーン技術、再生可能エネルギー、グリーンビルディングなど当該活動への投資/支出割合 ※ <u>上記のほか、他の重要環境課題に関する KPI との相互関係を考慮した KPI の設定も可能。</u>		
		B	気候変動に関する戦略（気候関連の影響の特定（物理的/移行リスク・機会）、シナリオ分析、内部炭素価格の活用を含むカーボンプライシング考慮等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。		リスク・機会は、物理的リスク・機会と移行リスク・機会の別に示されていることが望ましい。 シナリオ分析は、複数のシナリオを用いるとともに、分析に用いたシナリオに関する情報や分析の前提とした主要な仮定を含めて説明していることが望ましい。 内部炭素価格は、意思決定において活用していることが望ましい。
		C	気候変動に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。（野心的目標 = 中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの）		野心的目標は、パリ協定や NDC と整合していることが望ましい。
		D	2050 年ネット・ゼロ実現に向け、移行計画が立てられ、科学的根拠の	移行計画は、以下の要素を満たしていることが望まし	

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
			ある目標に基づいて GHG 排出削減の長期目標達成の経路上にある中間目標が設定され、その範囲は重要性に応じて適切な範囲をカバーしている。	い。 ・ 長期目標達成の経路上に、定量的な中間目標を設定している ・ 長期及び中間目標がスコープ 1～3 の GHG 排出量をカバーしている ・ 科学的根拠のある目標等を参照している また、炭素クレジットの使用を予定している場合は、使用するスキーム、種類や量について説明していることが望ましい。
		E	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	—
(2)	水資源	A	企業のビジネスにとって水資源が重要な環境課題であり、水資源に関する KPI が設定、開示されている。	—
			<i>(KPI 項目例)</i> 取水量：総量、原単位、水ストレスのある地域での取水量など 排水量：総量（＋放出先別、処理方法別など）、原単位など 水消費量：総量、原単位、水ストレスのある地域での消費量など 節水に関する取組（水リサイクル・再利用等）：総量、リサイクル率など 水資源保全等の関連製品・サービス収益：当該製品等の売上高割合 水リスクに係るコスト／投資（節水機器導入など）の割合 水資源周辺の生態系への影響 水資源を利用する人々の水アクセス・衛生への影響 ※ <u>上記のほか、他の重要環境課題に関する KPI との相互関係を考慮した KPI の設定も可能。</u>	
		B	水資源に関する戦略（指針・コミットメント、水資源関連の影響の特定（水資源への依存及び／又は水系へ与える影響、リスク・機会）、シナリオ分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。	シナリオ分析は、複数のシナリオを用いるとともに、分析に用いたシナリオに関する情報や分析の前提とした主要な仮定を含めて説明していることが望ましい。
		C	水資源に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。（野心的目標＝中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの）	—
		D	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	—

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
(3)	生物多様性	A	企業のビジネスにとって生物多様性が重要な環境課題であり、生物多様性に関する KPI が設定、開示されている。	バリューチェーン全体を評価し、生物多様性と事業の関係性（影響や依存関係）を示した情報開示となっていることが望ましい。
			<i>(KPI 項目例)</i> バリューチェーンにおける生物多様性・土地利用に関するリスクと評価 生物資源の調達：生産効率、採取の制限・管理、ABS 等の関連法制度の遵守 ※ 上記のほか、他の重要環境課題に関する KPI との相互関係を考慮した KPI の設定も可能。	
		B	生物多様性に関する戦略（指針・コミットメント、生物多様性関連の影響の特定（生物資源へ依存及び/又は生態系に与える影響、リスク・機会）、シナリオ分析等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。	シナリオ分析は、複数のシナリオを用いるとともに、分析に用いたシナリオに関する情報や分析の前提とした主要な仮定を含めて説明していることが望ましい。
		C	生物多様性に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。（野心的目標 = 中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの）	—
		D	ネイチャーポジティブへの移行、及び/又は生物多様性に関する野心的な目標の達成に向けて、計画が策定されている。	—
		E	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	—
(4)	資源循環	A	企業のビジネスにとって資源循環が重要な環境課題であり、資源循環に関する KPI が設定、開示されている。	—
			<i>(KPI 項目例)</i> 廃棄物量、及び廃棄物の管理、処理、処分：包装材、家電、鉱業など 鉱物資源の調達：生産量、生産能力、推定埋蔵量、資源利用の効率化・削減など リサイクル可能あるいは持続可能な原料の使用（総量、原単位など） 製品リサイクル・再利用の取組（使用済み商品の回収・リサイクルなど） ※ 上記のほか、他の重要環境課題に関する KPI との相互関係を考慮した KPI の設定も可能。	
		B	資源循環に関する戦略（指針・コミットメント、資源循環関連の影響の特定（資源への依存、資源利用可能性に与える影響、リスク・機会）等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。	線形経済に依存するリスクの認識とともに、サーキュラーエコノミーへの移行に取組むことの事業機会について説明していることが望ましい。

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
(5)	化学物質・汚染予防	C	資源循環に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。(野心的目標 =中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの)	事業戦略と関連付けて、いかに収益性を保ちながら中長期的にサーキュラーエコノミーへの移行に係る投資を回収していくのかをについて説明していることが望ましい。
		D	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	－
		A	企業のビジネスにとって化学物質・汚染予防が重要な環境課題であり、化学物質・汚染予防に関する KPI が設定、開示されている。 (KPI 項目例) 大気汚染に関するリスクと管理 (有害物質【SOX、NOX、VOC など】の排出量など) 水質汚染に関するリスクと管理 (有害物質【水銀など】の排出量、流出、使用量、BOD、COD など) 土壌汚染に関するリスクと管理 (有害物質の流出、使用量など) 汚染対策コスト (排水・浄化処理、低排出設備の導入、代替品の導入など) 汚染防止技術・サービス収益：売上高等 ※ <u>上記のほか、他の重要環境課題に関する KPI との相互関係を考慮した KPI の設定も可能。</u>	－
		B	化学物質・汚染予防に関する戦略 (指針・コミットメント、化学物質・汚染予防関連の影響の特定 (環境に与える影響、リスク・機会) 等)、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。	－
		C	化学物質・汚染予防に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。(野心的目標 =中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックキャスティングにより実現可能性の検証がなされたもの)	－
D	KPI の実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。	－		
3. ガバナンス				
(1)	長期的な価値創造の観点での重要環境課題に関するガバナンス	A	経営理念や企業ミッション等から、環境の持続可能性への貢献を志向していることや、環境を事業存続の基盤として想定していることが読み取れるなど、企業のあるべき姿を示したステートメント (「パーパス」等)	－

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
ス			に環境の重要性に対する認識（インパクト創出を目指す趣旨等）が含まれている。	
	B		企業トップが、中長期的な企業の価値向上に向けた取組の一環として、環境課題への対応にコミットメントを示している。（参考情報例：統合報告のトップメッセージでの環境課題に対する言及の有無・多寡、環境課題に対する取組みに関する意気込みが統合報告と環境関連報告書とで変わらないか 等）	企業トップ自らの言葉で、重要な環境課題と取組方針（戦略）を明確に説明し、中長期（中期経営計画を超える期間）における実行について具体的な数値（KPI）と共に明言（コミット）していることが望ましい。
	C		企業トップの環境課題に対するコミットメントが表面的ではなく実効性を伴っていることに説得的な説明がなされている。	－
	D		取締役会が、企業における経営戦略を議論する際、環境課題を考慮している。（参考情報例：取締役会附属の環境関連諮問機関における第三者の関与の有無、当該期間の議論の内容開示 等）	－
	E		経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の環境関連の経験・知見や執行部門に環境関連の諮問委員会があることが開示されており、環境関連の課題に対応する能力を有していることが示されている。（例：環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示）	取締役会や諮問委員会のメンバーが、環境関連の課題に対応する能力を十分有していると分かる、経験・知見等の説明や、スキル・マトリックス等の詳細な開示があることが望ましい。
	F		環境・持続可能性にも配慮しつつ、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した立場で経営の監督等を行うことができる独立社外取締役が選任されており、環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示等がある。	社外取締役が、環境関連の課題に対応する能力を十分有していると分かる、経験・知見等の説明や、スキル・マトリックス等の詳細な開示があることが望ましい。
	G		取締役会や環境関連の諮問委員会が、企業の環境課題について報告を受けるプロセスと頻度が示されている。	－
	H		環境課題が経営戦略の中で検討されるための社内連携体制を有している（例：環境・CSR 部と、経営企画部や財務部、IR 等との連携）。	－
	I		環境課題に対する取組の進捗や KPI を監視する責任の所在が明確にされている。	－
	J		取締役の報酬に環境課題対応を含む ESG・サステナビリティの実績評価等が反映される。	実績評価は、特定された重要な環境課題に沿っていることが望ましい。
	K		【令和 7 年度新規追加】環境課題に対する取組の実施にあたり、先住民、地域社会などの影響を受けるステークホルダーを考慮し、取締役会と経営陣がこれを監督している。	影響を受けるステークホルダーについて、国際規範（OECD 多国籍企業行動指針、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等）へのコミットメントや方針を有し、ステークホルダーとのエンゲージメント・プロセス

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
(2)	環境情報の開示			及びその結果について、取締役会や経営陣に周知していることが望ましい。
		A	環境報告は、データ羅列でなく、経年比較や原単位を示すなど工夫が見られ、その情報の意味合い、重要性が理解できる開示になっている。	経営指標や財務影響に結び付いた指標が設定・説明され、指標の算定方法（算定方法の変更があった場合、その理由や影響量等を含む）が明示されていることが望ましい。
		B	環境情報の第三者保証を受けている。	可能な限り、特定されたマテリアリティのすべての関する環境 KPI について、第三者保証を受けていることが望ましい。
		C	環境情報は、自社単体に加え、主要取引先、出資事業、グループ内企業、関連企業などを網羅して提供されている。	－
		D	環境情報は、決算期末から 6 か月後程度までの適切なタイミングで遅滞なく公開されている。	－
	環境課題に関する投資家との対話	A	投資家を含むステークホルダーとの建設的な対話についての方針が開示されている。	－
		B	投資家との対話の方針に、重要環境課題に関する各ステークホルダーの懸念・関心への対応が含まれている。	投資家対話だけでなく、セクター・業界別のフォーラム組成等の追加的な取組を行っていることより望ましい。
	環境関連リスク・機会の管理プロセス		環境関連リスク・機会の管理プロセスの効果的な実施を可能にする以下のような仕組みを有している。	
		A	環境関連リスク・機会を管理・モニタリングする体制（責任、役割）	－
		B	環境関連法規の遵守状況	重要な法規制等への遵守方法、内部監査の基準・結果、重要な法規制等の違反の有無、違反に対する対応状況や環境影響等が、過去 3 年分理解できることが望ましい。
		C	環境への悪影響を予防し最小化するためのデュー・ディリジェンスに関する方針（デュー・ディリジェンスを実施する基準や確認項目など）	－
		D	環境影響を特定・評価・優先順位付け及び管理するためのルールや手順、およびそれらに関する教育訓練の定期的な実施	方針に加え、具体的な確認項目（影響を特定する際に使用する情報や仮定、特定した影響の評価・優先順位付けする際の基準等）が示されていることが望ましい。
		E	製品ライフサイクル評価、環境影響を最小化する製品設計ポリシー	－
		F	【令和 7 年度審査対象外】国際的に認められた環境認証の取得や基準への準拠、イニシアチブ参加（ISO14001 の取得など）	－
		G	内部監査の実施	－
		H	サプライヤー監査の実施	持続可能な調達に関する方針を設定・開示した上で、サ

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
				プライヤー監査を実施していることが望ましい。
		I	事故予防や緊急事態管理に関するルールや手順、およびそれらに関する教育訓練の定期的な実施	－
		J	A~I のプロセスが、環境関連リスク・機会を管理する上で有効に機能していることに説得的な説明がなされている。	－
4. 加点要素				
(1)	SBT		SBT を策定済、またはコミットしている（SBT の companies taking action リストに載っている）。	－
(2)	RE100		RE100 にコミットしている。	－
(3)	ネイチャーポジティブ経営		自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のアダプター、自然資本ファイナンスアライアンス（NCFA）、環境省 30by30 アライアンス、環境省・経団連「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」等のネイチャーポジティブ経営に関するイニシアチブに参画し取り組んでいる。	－
(4)	グリーンボンド等		環境省等の指針や ICMA, CBI の原則等に基づいたグリーンボンド、気候ボンド、グリーン性を持つサステナビリティボンド、トランジションボンドの発行、又は、グリーンローン、サステナビリティリンクローンで資金調達をしており、自社ウェブサイト等でそのグリーン性に関する情報開示をしている。（例：フレームワークやインパクトレポートの公表）	－
(5)	第 6 次環境基本計画の重点戦略の実現への貢献		以下についてプロアクティブに検討し関連する事業機会やリスクを捉えて対応している。 ・自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化 ・自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現 ・地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実 ・「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出 ・本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備 ・海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進	－
(6)	有価証券報告書にお	A	有価証券報告書上で、財務情報と同じ期間のカテゴリー別スコープ 3	－

評価軸		評価の視点		審査でのポイント
	ける開示 ※応募企業が有価証券報告書を作成していない場合、当項目は対象外とし、審査に影響しない		GHG 排出実績を開示している。	
		B	有価証券報告書上で、環境関連開示とその他の財務報告書（関連する財務諸表など）の情報との間のつながりのある開示を行っている。 （例：重要な環境課題に関連する事業リスク・機会やこれに対応する戦略に伴う、売上高や製造コスト等の変動、資産の耐用年数及び減損の評価、事業再編による労働力の将来の規模及び構成に与える影響等の説明）	－
(7)	企業年金 ※応募企業が企業年金を有していない場合、当項目は対象外とし、審査に影響しない		自社の企業年金基金は、ESG 要素を考慮した投資の推進に関する方針等を策定し、運用委託先に対する投資マンドートへの ESG 要素の組み込みや、スチュワードシップ活動を通じた重要 ESG 課題に関するエンゲージメントの実施要請、ESG 報告開示の促進等に取り組んでいる。	－

参考 「評価軸と評価の視点（令和7年9月版）」と TCFD 提言、ISSB 基準、SSBJ 基準、欧州 ESRS の開示要件の関係性

（注）下記はあくまでも関連する開示要件を参考として示すものであり、開示要件への完全な適合を示すものではありません。

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
1. リスク・事業機会・戦略			
(1)	重要な環境課題の分析結果とその方法	A	【ISSB】 IFRS S1 重要性-パラグラフ 17 【SSBJ】 適用基準 第 48 項 【ESRS】 ESRS1 3., ESRS2 開示要件 IRO-1
		B	【ESRS】 ESRS2 開示要件 IRO-1
		C	【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-2
		D	【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-3
(2)	環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握	A	【TCFD】 戦略 a) 【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項 (1) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-3
		B	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 32 【SSBJ】 一般基準 第 15 項
		C	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 32 【SSBJ】 一般基準 第 15 項
		D	【TCFD】 戦略 b) 【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 34 【SSBJ】 一般基準 第 16 項及び第 18 項
		E	【TCFD】 戦略 a) 【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (b) (c) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項 (2) (3) (4)
		F	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2)
		G	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (c) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (3)
		H	－
(3)	重要な環境課題に関する中長期戦略	A	【TCFD】 戦略 b) 【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-1

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
		B	【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-1
		C	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (a), 35 (c) (d) 【SSBJ】一般基準 第 17 項, 第 23 項
		D	－
		E	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S1 戦略-パラグラフ 35 (c) (d) 【SSBJ】一般基準 第 17 項
		F	【ESRS】ESRS2 開示要件 SBM-2
		G	－
		H	【ISSB】IFRS S1 戦略-パラグラフ 41 【SSBJ】一般基準 第 24～26 項
2. KPI			
(1)	気候変動	A	【TCFD】指標・目標 a) b) 【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46、IFRS S2 指標・目標パラグラフ 29 【SSBJ】一般基準 第 32 項、気候基準 第 47～49 項、第 52～57 項、第 61～63 項、第 79～84 項、第 87 項 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-5, E1-6, E1-7,
		B	【TCFD】戦略 a) b) c) 【ISSB】IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a)、IFRS S2 戦略-パラグラフ 10、12、14、22、指標・目標-パラグラフ 29 (f) 【SSBJ】一般基準 第 14 項、第 15 項、第 23 項 (1) (2)、気候基準 第 19 項、第 17 項、第 28 項 (1)～(3)、第 29 項、第 31～33 項、第 38～39 項、第 83 項 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-IRO-1, E1-2, E1-3, E1-8, E1-9
		C	【TCFD】指標・目標 c) 【ISSB】IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51、IFRS S2 指標・目標-パラグラフ 33 【SSBJ】一般基準 第 39 項、気候基準 第 92 項 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-4
		D	【TCFD】戦略 b) 【ISSB】IFRS S2 戦略-パラグラフ 14、指標・目標-パラグラフ 33 【SSBJ】気候基準 第 28 項 (1)～(3)、第 29 項、第 92 項 【ESRS】ESRS E1 開示要件 E1-1
		E	【TCFD】指標・目標 c) 【ISSB】IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】一般基準 第 23 項 (1) (2)、第 39 項

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
(2)	水資源	A	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【SSBJ】 一般基準 第 32 項 【ESRS】 ESRS E3 開示要件 E3-4
		B	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項、第 15 項、第 23 項 (1) (2) 【ESRS】 ESRS E3 開示要件 E3-1, E3-2, E3-5
		C	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 39 項 【ESRS】 ESRS E3 開示要件 E3-3
		D	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2)、第 39 項 【ESRS】 ESRS E3 開示要件 E3-4
(3)	生物多様性	A	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【SSBJ】 一般基準 第 32 項 【ESRS】 ESRS E4 開示要件 E4-5
		B	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項、第 15 項、第 23 項 (1) (2) 【ESRS】 ESRS E4 開示要件 E4-2, E4-3, E4-6
		C	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 39 項 【ESRS】 ESRS E4 開示要件 E4-4
		D	【ESRS】 ESRS E4 開示要件 E4-1
		E	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2)、第 39 項
(4)	資源循環	A	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【SSBJ】 一般基準 第 32 項 【ESRS】 ESRS E5 開示要件 E5-4, E5-5
		B	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項、第 15 項、第 23 項 (1) (2) 【ESRS】 ESRS E5 開示要件 E5-1, E5-2, E5-6
		C	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 39 項 【ESRS】 ESRS E5 開示要件 E5-3
		D	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2)、第 39 項

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
(5)	化学物質・汚染予防	A	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 46 【SSBJ】 一般基準 第 32 項 【ESRS】 ESRS E2 開示要件 E2-4, E2-5
		B	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 30 (a)、32、33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項、第 15 項、第 23 項 (1) (2) 【ESRS】 ESRS E2 開示要件 E2-1, E2-2, E2-6
		C	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 39 項 【ESRS】 ESRS E2 開示要件 E2-3
		D	【ISSB】 IFRS S1 戦略-パラグラフ 33 (b)、指標・目標-パラグラフ 51 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2)、第 39 項
3. ガバナンス			
(1)	長期的な価値創造の観点での重要 環境課題に関するガバナンス	A	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (2)
		B	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (2)
		C	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (i) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (2)
		D	【TCFD】 ガバナンス a) 【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (iv) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (5) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-1
		E	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (ii) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (3) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-1
		F	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (ii) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (3) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-1
		G	【TCFD】 ガバナンス a) b) 【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (iii) 【SSBJ】 一般基準 第 9 項 (4) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-2

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
		H	【TCFD】 ガバナンス b) 【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (b) 【SSBJ】 一般基準 第10項 (2) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-5
		I	【TCFD】 ガバナンス a) b) 【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (v), (b) 【SSBJ】 一般基準 第9項 (6)、第10項
		J	【ISSB】 IFRS S1 ガバナンス -パラグラフ 27 (a) (v) 【SSBJ】 一般基準 第9項 (6) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-3
		K	【TNFD】 ガバナンス c)
(2)	環境情報の開示	A	【ISSB】 IFRS S1 Appendix D 【SSBJ】 適用基準 別紙 A 【ESRS】 ESRS1 7.1
		B	【ISSB】 IFRS S1 指標・目標-パラグラフ 50 (c) 【SSBJ】 一般基準 第36項 (3) 【ESRS】 企業サステナビリティ報告指令の条文にて規定
		C	【ISSB】 IFRS S1 報告企業-パラグラフ 20 【SSBJ】 適用基準 第5項 【ESRS】 ESRS1 7.6, ESRS2 開示要件 BP-1
		D	【ISSB】 IFRS S1 報告の頻度-パラグラフ 64 【SSBJ】 適用基準 第67～68項
(3)	環境課題に関する投資家との対話	A	－
		B	－
(4)	環境関連リスク・機会の管理プロセス	A	【TCFD】 リスク管理 b) c) 【ISSB】 IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (c) 【SSBJ】 一般基準 第29項 (3)
		B	－
		C	【ISSB】 IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (a) 【SSBJ】 一般基準 第29項 (1) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 GOV-4
		D	【TCFD】 リスク管理 a) b) 【ISSB】 IFRS S1 リスク管理-パラグラフ 44 (b) 【SSBJ】 一般基準 第29項 (2) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 IRO-1

評価軸・評価の視点			関連する開示要件
		E	—
		F	—
		G	—
		H	—
		I	—
		J	—

< 参考資料 >

TCFD（2017）Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures

ISSB（2023）IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information

ISSB（2023）IFRS S2 Climate-related Disclosures

サステナビリティ基準委員会（2025）サステナビリティ開示ユニバーサル基準：サステナビリティ開示基準の適用

サステナビリティ基準委員会（2025）サステナビリティ開示テーマ別基準第1号：一般開示基準

サステナビリティ基準委員会（2025）サステナビリティ開示テーマ別基準第2号：気候関連開示基準

サステナビリティ基準委員会（2025）SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表

欧州委員会（2023）European Sustainability Reporting Standards